

だんだん

主な内容

- [特集] きもの新世紀! 2-3
- 新潟県議会議員一般選挙の結果 4
- 能登半島地震被災地を支援 5
- 十日町市地域防災計画/国民保護計画 6-7
- 応援します雪と災害に強いまちづくり... 8-9
- 各種支援事業/融資制度ほか 10-13
- 地域協議会/健康とおかまち21 14-15
- 地域の風~支所からのたより~ 16-17
- oh! my クラス/なじもなじも ほか 18-19
- まちの話題 TOPICS 20-21
- 青級ホーム/お知らせ・ガイド 22-27
- イチオシマップ-文化の小路- 28

新しい和の世界

真っ白な反物に染料で一気に筆線を引く。FIFAワールドカップ公式エンブレムのデザインを手がけるなど、国内外で活躍する市(山野田)出身の書芸術家平野壮弦さんと十日町織物工業協同組合青年部会が協力して制作する作品です。新しい和の表現は、5月3日(憲法記念日)のきものまつりでも展開されます。

特集

きもの新世紀！

多彩に展開「きものフェスタ2007」



新作のきものを鑑賞するミス十日町雪まつりの太田真由美さん（左）と味原孝美さん

4月9日(月)から14日(土)まで、十日町織物工業協同組合（青柳安彦理事長）主催の「十日町きものフェスタ2007」がクロス10ほかで開催され、大勢の参加者でにぎわいました。

期間中、例年実施される部門別プレゼンテーション・審査会のほか、産地提案や記念講演会、書芸作家と同組合青年部会とのコラボレーション（共同作業）なども行われ、きものの総合産地としての発進力を高めました。



ビートルズナンバーを五線譜で表現したスタイリング提案部門の作品（新潟県知事賞／榊無重織物）

7部門に
168点の作品
2,200人が鑑賞

きものフェスタのメイン会場クロス10では、部門別に各メーカーが個性あふれる商品提案を行い、小売店・卸売社の審査員とユーザー（一般消費者）審査員が投票する「商品別プレゼンテーション」と、産地として共通のテーマで新しいきものの世界を提案する「スタイリング提案コーナー」が設けられました。

振袖、訪問着、留袖、付下・着尺・羽織・コート、紬緋、帯、それに昨年から設けられたスタイリングの7部門に、23社から168点が出品され、美と技の世界を競い合いました。9日(月)から13日(金)までは審査会が行われ、412人の小売店・卸売社の審査員と636人のユーザー審査員が審査し、各部門の入賞作が決まりました。

全部門をとおして選ばれる特別賞の経済産業大臣賞には榊青柳の「振袖復元『光琳松島図』」が、同中小企業庁長官賞には榊関芳の「振袖繡美」が、同経済産業省関東経済産業局長賞には吉澤織物株式の「特選手描振袖 笹に雪輪」がそれぞれ選ばれました。また、ユーザー審査グランプリには榊桐屋の「辻が花染大壺」が選ばれました。



消費者の視点に立った
きもの作り

今年のきものフェスタの特徴や、最近のきもの動向などについて、青柳安彦十日町織物工業協同組合理事長（65歳）にうかがいました。

きものフェスタは、戦後間もないころから始められた60年以上の歴史がある十日町産地最大のイベントです。以前は求評会と言って2日間だけ、業界関係者だけの催しでしたが、2000

専門家の評価・提案

◆東京織物卸商業組合 越後織物東越会

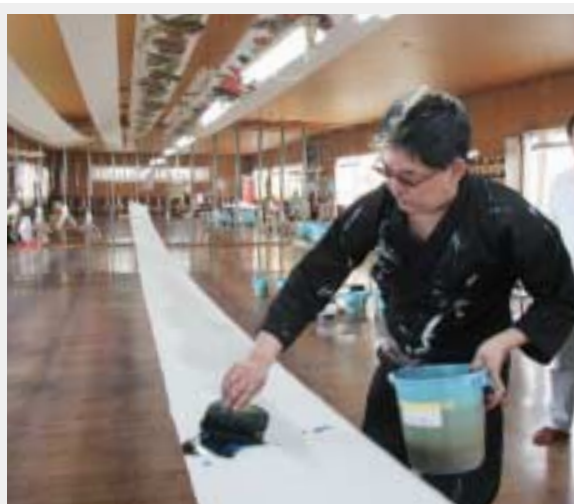
幹事長 棧敷正一朗氏
十日町はモノ作りの引き出しがたくさんある。東京をきもので回遊するような商品を提案してほしい。

◆名古屋織物卸商業組合 和装部会

杉本傲章氏
団塊の世代はねらいどころ。十日町のものはいいが、価格がやや高い。

◆京都織物卸商業組合 染色呉服部副部長

多田雅純氏
高級品だけでなく、30代、40代の人たちに買ってもらえるような手ごろな商品づくりを。



きものコラボレーション

4月12日(木)、明石町の織物工場で、市出身の書芸家平野壮弦氏（東京都在住・46歳）と十日町織物工業協同組合青年部会（田村泰洋会長／部会員15人）が共同で、新しいきもの・和の世界を目指す創作活動を行いました。（表紙）

平野さんは、表紙の記述のほか、2005年ソウル書芸ビエンナーレ、2006年台北国際現代書芸展などの海外展に日本代表として招待参加するなど、国際的に活躍している作家です。

「以前、帯の作品を京都で作ったことがあり、きものの作品はぜひ十日町でやりたかった」という平野さんの思いを千原祥一さん（千原榊代表取締役・43歳）ら同部会員が受け止め、白生地10反を提供、田村泰洋さん（榊桐屋常務取締役・39歳）が染料と場所を提供、それに仕上げ加工を引き受けて実現しました。

田村さんは、「作品をきものに仕上げ、壮弦さんとわれわれの技術のコラボレーションを、世界に発信していきたいですね」と語ります。

作品は、5月3日（憲法記念日）の「きものまつり」で、四ツ宮公園に展示されます。



池田 最近、パーティーなどできものを着る機会が増えていきます。

きものは、「装う」「学ぶ」「楽しむ」「体験する」の要素がそろって初めて売れます。売り場は試着室を広くとることが大事



棚町

都会ではきもの姿の人がま

ちにあふれています。専門誌のほかに一般誌もきもの特集を組んでいます。ただ、洋服に比べて情報量は少ないので、インターネットなどをうまく活用することが大事。消費者はすべての媒体を見えています。スーツと同じ価格帯の商品が出ればヒットするでしょう。

能登半島地震被災地を支援

～建物被害調査などの支援活動を実施～



全壊した古い工場（輪島市門前町）

3月25日(日)に発生した能登半島地震は、被災地に大きな被害をもたらす災害となりました。市では、早速石川県・富山県・輪島市に人的・物的支援の用意のあることを申し出ました。調整の結果、輪島市に建物被害判定調査支援として3週間・3班にわたり合計11人の職員を派遣しました。

また、被害の大きかった輪島市・穴水町・七尾市・志賀町に見舞金を届けたほか、輪島市から要請のあった毛布3,000枚、使い捨てカイロ1万個、給水容器4,000個を届けました。なお、市民募金を市役所本庁舎、支所、各公民館、J A十日町グループ各店舗、市関係温泉施設などで実施しています。



建物被害判定調査

あのときの感謝を胸に

3月28日(水)午前8時、支援物資を満載した大型トラックとともに、2台の車に分乗した4人の職員を、建物被害判定調査支援第1班として市役所前から送り出しました。いずれも中越大震災時に建物被害判定の調査に携った職員です。

建物被害の実態を迅速に把握することが、震災に対する支援や今後の対策に最も重要なことであることは、中越大震災を経験した市町村であれば痛感しているところです。

中越大震災の際、当市も全国の自治体などから応援を受けました。派遣された全職員が、あのときの感謝の気持ちを胸に「少しでも恩返しをしよう」と、調査にあたりました。

支援班の報告

◆第1班（3月28日(水)～4月3日(火)）
川西支所市民生活課 入田 太

われわれが到着した日は、まだ輪島市内は震災パニックが覚めやらず、市の職員もその対応で精一杯という状況でした。市街を案内してくれた職員は、「発災後、初めて市役所から外に出た」とのことでした。

輪島市は昔ながらの街並みで土蔵が多く、その土蔵が軒並み倒壊していました。また、倒壊した木造家屋も数多くありました。輪島市街は住家が密接しているため、隣家の倒壊に巻き込まれる形で被害を受けた家屋もあり、改めて巨大地震の恐ろしさを感じ知らされました。

一日も早い復興を祈ります。

◆第2班（4月3日(火)～4月9日(月)）
税務課家屋資産税係 須藤弘幸

輪島市役所に到着後、直ちに第1班から引継ぎを受け、調査方法の研修を兼ねて調査に入りました。3人1組で、輪島市の市街地を①案内役、②写真撮影及び調査済証貼り③被害判定係として役割分担し、調査（外観調査）しました。

2日目からは1日80棟くらいのペースで調査を行いました。輪島市門前町に行く機会がありましたが、こ

こは市街地と違い倒壊家屋や傾いた家屋がほとんどで、古い町並みが壊滅状態でした。死者やけが人がなかったのが不思議なくらいでした。

幸い、観光施設はほとんど被害を受けていないようなので、輪島市の復興を応援するためにも、ぜひ観光に出かけてほしいと思います。

◆第3班（4月9日(月)～4月15日(日)）
議会事務局 清水 泉

約6時間かけ輪島市役所へ到着。引継ぎもそこそこに現地調査・事務整理を行いました。翌10日(火)からは、市街地周辺集落の調査に携わりました。道案内役の輪島市職員も初めて入ったという集落が多く、調査家屋捜しに手間取る一幕や、百段を超える階段や傾斜が15度以上ある坂の登り下りなどの悪戦苦闘もありました。期間の後半は、門前町の調査にも参加しました。

被災地も桜の花が満開を迎えていましたが、輪島市民にはまだ桜を楽しむ余裕は見えませんでした。13日(金)には安倍総理も輪島市役所を訪れました。

第一次調査は14日いっぱい終了し、翌日十日町市に帰って来ました。

■問合せ 防災安全課
☎ 757-3197

新潟県議会議員 一般選挙 開票結果



当選証書を受ける村松議員（左）と尾身議員（右）



任期満了に伴う新潟県議会議員一般選挙が、4月8日(日)に行われました。平成17年の市町村合併以降初の県議会議員選挙となった今回は、十日町市中魚沼郡選挙区の定数2議席に4人が立候補しました。

即日開票の結果、尾身孝昭氏が4回目、村松二郎氏が5回目の当選を果たし、9日(月)市役所で当選証書が手渡されました。

県議会議員一般選挙開票結果

敬称略

	尾身孝昭	村松二郎	桑原加代子	保坂道賢	合 計
十日町市	16,082	9,838	5,450	6,727	38,097
津 南 町	222	4,478	2,391	623	7,714
合 計	16,304	14,316	7,841	7,350	45,811

十日町市内の投票率

	選挙当日有権者数(人)	投票者数(人)	棄権者数(人)	投票率(%)
男	24,734	18,756	5,978	75.83
女	26,309	19,642	6,667	74.66
合 計	51,043	38,398	12,645	75.23

旧中魚沼郡選挙区では5期、旧東頸城郡選挙区では4期ぶりの新潟県議会議員一般選挙となりました。

十日町市地域防災計画を策定しました

平成16年10月23日に発生した中越大震災により、尊い命が失われ、多くの建物や道路、水道などの施設が甚大な被害を受けました。新たに誕生した十日町市は、震災の爪あとの復旧・復興を大きな課題として歩みを始めました。

その後も豪雨や豪雪など災害が続きましたが、私たちはそれらの災害を乗り越えてきました。そうした経験を生かしながら、安全で安心なまちとして発展するため、災害対策基本法に基づき「十日町市地域防災計画」を策定しました。この計画は、住民の生命・身体・財産を災害から保護することを目的としています。

住民・事業所などの役割

この計画では、住民、事業所、市、県、その他関係機関などそれぞれの役割分担と責任を明確化しています。行政だけではなく、一人ひとりの住民や事業所、各種団体などが日ごろから災害に備え、対応できる体制を整えるとともに、地域内でお互いが助け合い、協力し合うことが重要だからです。

住民・事業所などの役割・責任は、次のとおりです。

- ①災害に無関心であってはならない。
- (例)
- ・危険か所を発見したら通報する。
 - ・避難情報(準備・勧告・指示)の

意味を知り、必要な行動をとる。危険を感じたら、自主避難する。

- ②住民(個人)の災害対策
- 「自助」の推進

- (例)
- ・災害から3日程度の食糧や生活必需品を備蓄する。
 - ・火災、自然災害保険などへ積極的に加入する。
 - ・防災知識を習得する。

- ③地域等による相互協力
- 「共助」の推進
- (例)
- ・近隣住民の助け合い。
 - ・高齢者や障害者など災害時要援護者を救助する。

- ・避難所運営に協力する。

自主防災組織の推進

「自分の身の安全は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」との意識を持ち、自治会・町内会などの単位で自主防災組織を設立しましょう。また、日ごろから防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努めましょう。

計画の概要

市の地域防災計画は、中越大震災の教訓も生かしながら「震災対策編」を独立させ、その他の災害を「風水害等対策編」とする2部構成となっています。以下の計画概要は、2部に共通するものです。

- 第1章 総則
- 計画策定の要旨、計画全般を通しての各機関の役割・責務、十日町市の自然的・社会的条件、過去の主な災害などを記載しています。
- 第2章 災害予防計画
- 平時における住民、事業所及び市、

国民保護計画を策定しました

現在、世界各地でテロなどが発生しており、日本だけがその例外とはいえません。「国民保護」とは、日本が、武力による攻撃を受けた場合、または大規模テロなどがあった場合に国や県、市などが住民を守る仕組みをいいます。平成16年に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(以下「国民保護法」)が制定され、全国の市町村でも国民保護計画を作成することが義務づけられました。(市報平成18年3月25日号参照)

そのため、市では、「国民保護法」や「国民の保護に関する基本指針」及び「新潟県国民保護計画」に基づき、国民保護協議会やパブリックコメントなどを経て、「十日町市国民保護計画」を策定しました。今後、計画の内容や協力してほしいことなどについて、自主防災組織のリーダー研修などで説明していきます。

住民・自主防災組織の協力

◆計画の中の位置付け

国民保護法では、「国民は、この法律の規定により国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする」(第四条)と定められており、市の計画でも、「住民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする」と記載しています。

◆具体的な協力活動

- 武力攻撃事態等においては、十分に安全を確保するよう注意をした上で、住民の皆さんや自主防災組織に以下の援助についての協力を要請する場合がありますので、ご協力をお願いします。
- ・警報の内容伝達
 - ・避難住民等の誘導
 - ・避難住民等の救援
 - ・消火、負傷者の搬送、被災者の救助など
 - ・安否確認

計画の概要

- ・避難所運営
 - ・保健衛生の確保
- 市の国民保護計画の概要は次のとおりです。
- ◆第1編 総論
- 市の責務、計画の位置づけや構成、国民保護措置に関する基本方針、関係機関の事務又は業務の大綱、計画が対象とする事態(下表参照)を記載しています。

◆第2編 平素からの備え

国民保護に関する啓発や、市及び関係機関が普段から整備すべき体制、避難・救援に関する事項、物資や資材の備蓄などを定めています。

◆第3編 武力攻撃事態等への対処

武力攻撃事態等の発生時において、住民の生命・身体・財産を守るため、市、県や関係機関がとるべき対応、行動、連携等を定めています。

◆第4編 復旧等

応急の復旧、武力攻撃災害の復旧、さらに、国民生活の安定に関する措置、国民保護措置に要した費用の支

県その他防災関係機関の災害予防に関する事項を定め、市の総合的な防災対策を推進し、地域全体の防災力の向上を図ることとしています。

第3章 災害応急対策計画

災害発生時における住民、事業所等及び市、県その他防災関係機関の必要な対応、行動、連携等を定め、総合的な災害応急対策を実施することにより、被害を最小限に抑えることとしています。

第4章 災害復旧・復興計画

被害を受けた住民の自力復興を促進し、早期に安定した生活を回復するための支援、相談、対策等を定めています。

市の地域防災計画・国民保護計画は以下のところで閲覧できます。

- ・本庁防災安全課、各支所市民生活課
- ・情報館、中央公民館、各公民館
- ・十日町市ホームページ
<http://www.city.tokamachi.niigata.jp/>
(トップページ→「暮らし」→「防災」)



弁などを定めています。

◆第5編 緊急対処事態における対処

原則として、武力攻撃事態等への対処に準じて行うこととしています。

国民保護計画が想定する事態

武力攻撃事態	緊急対処事態
着上陸侵攻 (地上部隊が上陸する攻撃)	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
ゲリラや特殊部隊による攻撃	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
弾道ミサイル攻撃	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
航空攻撃	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態

■問合せ 防災安全課
☎ 757-3197

応援します！

雪と災害に強いまちづくり

～19年度の有利な制度をご利用ください～

問合せ 課係
雪維住宅
建築 757-3198
克建 (内線276)

克雪住宅協調整備事業

◆補助対象

【融雪式】

- ①融雪装置（地下水の開放利用を伴うものを除く）の設置工事で、新築・増築・改良によるもの
- ②融雪構造住宅の新築・増築・改良工事

【耐雪式】

- 3・3 m（川西地域：3・0 m、松代地域：3・6 m、松之山地域：3・7 m）以上の積雪荷重に対し安全な住宅の新築・増築工事で、有効な雪び対策を講じたもの。

【落雪式】

- 屋根雪を人力によらずに落下させる屋根構造または強制落雪装置を有し、落下させた雪を敷地内で有効に処理できるもの。

【高床式】

- 1階を鉄骨または鉄筋コンクリート造とし、2階及び3階を木造としたもの。

◆補助条件

- 19年度内に完成する次の住宅で、

- ◆宅地の改修資金：300万円
- ◆貸付利率 年1・5％
- ◆貸付期間 15年以内
- ◆受付期間 平成20年3月31日まで

木造住宅耐震診断支援事業

- 地震による木造住宅の被害を軽減し、災害に強いまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震診断を受ける人に診断料の一部を助成します。

◆助成対象

- 十日町市税を完納し次の要件をすべて満たす人で、市内に所在する個人所有の住宅。
- ①現在居住している住宅（併用住宅を含む）
- ②一戸建ての住宅
- ③昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- ④壁・柱・床・屋根そのほかの住宅の主要な部分が木造の住宅

◆耐震診断の対象範囲

- 助成の対象となる耐震診断の範囲は木造部分のみとします。高床・基礎などの木造以外の部分は助成対象範囲より除きます。

◆助成金額

- 助成対象範囲の住宅の延べ床面積に応じて定めた、耐震診断料から1万円を差し引いた額。（表1参照）

◆受付戸数 先着20戸

市が適正と認めたものが対象です。

- ①個人住宅及び共同住宅（併用住宅を含む、新築建売住宅の購入も可）
- ②原則として雨水及び融雪水による「地下水かん養施設」の設置が必要
- ③落雪式及び高床式住宅は松代・松之山地域に限る

- ※新潟県中越大震災で「一部損壊」以上の住宅被害を受け、再建に伴い克雪化を行う人は「雪国住まいづくり支援事業」を利用してください。
- ※克雪住宅づくり資金貸付制度を利用する場合でも該当します。
- ※過去に克雪住宅関連補助を受けた人は該当しません。

- ◆補助金上限額 44万円（落雪式住宅及び高床式住宅は33万円）
- ◆受付期限 9月28日金
- ※工事着手前に申請書を提出してください。

克雪住宅づくり資金貸付制度

◆対象工事・貸付額

【融雪式】

- ①融雪装置（地下水の開放利用を伴

助成金額	自己負担額	耐震診断料	対象となる延べ床面積
6万円	1万円	7万円	70㎡以下
7万円	1万円	8万円	70㎡超 175㎡以下
9万円	1万円	10万円	175㎡超

＜表1＞

◆受付期限 9月28日金

- ※自分でできる簡易的な耐震診断書も用意してあるので、利用してください。

雪国住まいづくり支援事業

（新潟県中越大震災復興基金事業）

- 新潟県中越大震災で「一部損壊」以上の被害を受けた住宅所有者の、融雪式住宅などの雪国特有の建築様式による住宅の再建を支援します。

◆補助対象

【融雪式】

- ①融雪装置（地下水の開放利用を伴うものを除く）の設置工事で、新築・増築・改良によるもの
- ②融雪構造住宅の新築・増築・改良工事

【耐雪式】

うものを除く）の設置工事：融雪装置の設置工事費の80％以内

- ②融雪構造住宅の新築・増築工事：工事費の15％以内
- ③右の建物への改良工事：工事費の80％以内

- ◆耐雪式 3・3 m（川西地域：3・0 m、松代地域：3・6 m、松之山地域：3・7 m）以上の積雪荷重に対し安全な住宅の新築・増築工事で、有効な雪び対策を講じたもの：工事費の20％以内

【落雪式】

- ①屋根こう配や滑りやすい屋根材などを利用して雪を滑り落とす建物の新築・増築工事：工事費の10％以内
- ②右の建物への改良工事：工事費の80％以内

◆貸付条件

- 原則として雨水及び融雪水による「地下水かん養施設」を設置した建物で、市が適正と認めたもの。
- ※克雪すまいづくり支援事業の補助を受ける場合も該当します。

◆貸付限度額

- 3・3 m（川西地域：3・0 m、松代地域：3・6 m、松之山地域：3・7 m）以上の積雪荷重に対し安全な住宅の新築・増築工事で、有効な雪び対策を講じたもの。

【落雪式】

- 屋根雪を人力によらず落下させる屋根構造または強制落雪装置を有するもの。

◆補助条件

- 中越大震災で「一部損壊」以上の被害を受けた住宅所有者が再建する住宅。

- ※補助条件の被害程度が「半壊」から「一部損壊」に改正されました、中越大震災以降に施工されすでに完成した住宅も対象となります
- ※過去に克雪住宅関連補助を受けた住宅の再建も対象となります

◆補助金上限 66万円

- ◆受付 平成20年2月29日までに事業を完了し、克雪維持課へ申請書を提出してください。
- ※申請書の提出は工事完了後となります。部分的な克雪化の場合は、補助対象とならない場合がありますので事前に相談してください。

被災者住宅復興資金 利子補給制度

（新潟県中越大震災復興基金事業）

- 新潟県中越大震災で被災した住宅及び宅地の新築、または改修などに

- 融雪式・耐雪式：600万円
- 落雪式：400万円

◆貸付利率

- 融雪式・耐雪式：年1・75％
- 落雪式：2・0％

◆貸付期間 15年以内

◆受付期間 19年度内に完了するものであれば随時

- ※工事着手前に申請書を提出してください。

住宅等災害復興資金 貸付制度

- 新潟県中越大震災で被災した住宅及び宅地の新築または改修に必要な資金を貸し付けます。

◆貸付条件

- ①十日町市に住所を有し、自ら居住するための被災住宅や宅地などの整備を行う人
- ②十日町市税を完納している人
- ③住宅整備に関しては、市長の発行する被災（罹災）証明書（住宅の損壊度合いの記載された証明書）を受けた人
- ④宅地整備に関しては、市長が適正と認めた人
- ⑤貸付金の償還能力が取扱金融機関の定める条件に適合している人
- ※被災者住宅復興資金利子補給制度との併用はできません。

◆貸付限度額

- 住宅の新築・修繕資金：

- 必要な資金借入にかかる利息の一部を補給します。

◆補給条件

- ①自ら居住するための住宅の建設または購入、もしくは補修を行う人
- ②市長の発行する被災（罹災）証明書（住宅の損壊度合いの記載された証明書）を受けた人
- ③平成20年3月31日までに貸付を受けた人

- ※制度の改正により、「被災した親族」のための住宅の再建を「被災していない親族」が行った場合の資金借入れも補給の対象となりました。さかのぼって適用されますので利用してください。
- ※住宅等災害復興資金貸付制度との併用はできません

◆補給限度額

- 住宅の新築・購入資金：1、100万円

- 住宅などの補修資金：590万円
- ※補給限度額は借入額のうち、補給対象となる金額です。

◆補給利率

- 年収800万円以下：1・9％分
- 年収800万円超：1・0％分
- ※補給利率は借入利率のうち、補給対象となる利率です。

◆補給期間 借入の日から5年間

- ◆受付 申請は克雪維持課で随時受付けています。借入日から2か月以内に申請書を提出してください。

十日町市の企業支援制度を紹介します

設備投資に加え、新規の雇用がある場合、十日町市企業設置奨励条例により有利な支援を受けることができます。

Q どのような事業所が十日町市企業設置奨励条例（以下、「条例」）に当てはまるのですか？

A 次のすべての条件を満たす事業所です。

- ① 下表にある事業のいずれかを市内で行い、新設、増設・移設の区分に応じた設備投資と新規雇用の条件を満たしていること
- ② 市税などに滞納がないこと
- ③ 公害発生の恐れがないこと
- ④ 建築基準法による用途地域の制限を超えないこと

Q 条例に当てはまると、どのような支援を受けることができますか？

A 次の支援を受けることができます。
① 新たな設備投資にかかわる固定資産税及び都市計画税の課税免除（3年間）

② 十日町市企業設置資金の融資資格の取得

③ 新たな設備投資を借入で行った場合に対する利子補給金の交付（5年間・年度末借入残高の1%を上限）

※企業設置資金の概要
貸付限度額…1億5,000万円
利率…1・80%
償還期間…11年以内
（据置1年含む）

Q 申請はどのようにすれば良いのですか？

A 申請先は市役所（本町分庁舎）です。申請日の前後6か月以内（計1年間）に設備投資と新規雇用人数の条件を満たす必要があります。今後の計画やこれまでの取り組み状況を見ながら相談してください。申請書は各支所にもあります。

事業の名称	日本標準産業分類における区分				新設の場合		増設・移設の場合	
	大分類	中分類	小分類	細 分 類	新規雇用	設備投資	新規雇用	設備投資
施設農業	農 業	農 業	耕種農業	野菜作農業（きのこの類の栽培含む）のうち、きのこの類栽培業及び水耕などの養液栽培業	5 人	3,000万円以上 ※都市計画区域外は1,500万円以上	5 人	1,000万円以上
製 造 業	製造業				10人 ※都市計画区域外は5 人			
運 輸 業	運輸業				5 人			
建 設 業	建設業							
情報サービス業	情報通信業	情報サービス業						
採石業、砂・砂利・玉石採取業	鉱 業	鉱 業	採石業、砂・砂利・玉石採取業					
学 術 ・ 開発研究機関	サービス業 （ほかに分類されないもの）	学術・開発研究機関			5 人			
測 量 業		専門サービス業（ほかに分類されないもの）	土木建築サービス業					
宿 泊 業		飲食店・宿泊業	宿泊業					
上記のほか、産業振興と雇用創出に資するとして市長が認めた事業					10人			

ご利用ください！各種支援事業

新商品等開発支援事業

市内中小企業者などの独自の技術や発想に富む新商品の開発などを支援します。

◆対象者

市内で新商品などの開発事業を行う会社、個人、企業グループ、組合など。

◆対象事業

商品化・事業化が予定され、試作品などの完成が可能な事業。

◆対象経費

①原材料及び副資材の購入に要する経費②機械装置、工具及び器具の購入、試作、改良、据付、借用、修繕に要する経費③外注加工に要する経費④研究及び開発に要する経費

◆補助金額など

①対象経費は100万円以上とし、補助金額は対象経費合計額の2分の1以内、100万円を上限。交付決定後の経費が対象。②補助事業の実施期間は翌年2月末までとする。③他制度により補助金交付を受けている（または受ける予定）場合は、交付対象外。

◆申込み期限

6月29日（金）※後日審査会あり。
産業創造アドバイザー派遣等支援事業

新事業の展開や財務・マーケティングなどの経営改善のため、アドバイザーから指導を受けようとする企業などを支援します。

◆対象者

市内に所在する法人及び個人で、アドバイザーの指導により、新事業の展開や財務・マーケティングなどの経営改善を図ろうとする人。

◆対象事業

経営改善などを目的として、アドバイザーから指導を受ける事業。ほかの公的な助成制度を受けないもので、当該年度の2月末までに事業が終了するもの。

①新事業の展開や異分野への進出②新技術の開発③財務基盤の強化・安定④労務管理⑤マーケティング⑥社員教育・研修

◆対象経費など

アドバイザーの指導等の対価を対象とし、補助率は5分の4。指導1回あたり4万円を上限とし、20万円を限度。指導回数は3回以上を原則

雇用環境等改善支援事業

とし、同1年度内の申請は1回まで。指導者の旅費、消費税などは補助対象外。

すべての業種（一部例外あり）を対象として、一定期間内に5人以上を新規に常用雇用し、さらに雇用環境などを改善する目的で事業を行った事業主に対し、新規雇用者1人あたり10万円（1事業所あたり100万円を上限）の補助金を交付します。

◆支援事業例

①新規雇用者を対象とした従業員研修事業②従業員の福利厚生のための備品類整備事業など

◆申請者（事業主）

次の要件にすべて該当すること。

①申請日の前後6か月間に、5人以上を新たに常用雇用すること②交付決定日以降に事業を実施すること③市内に事業所があること

◆交付対象となる新規常用雇用者

次の要件にすべて該当すること。
①原則として十日町市民であること
②雇用保険に加入し、被保険者種類が「一般被保険者」であること③申請日から1年経過後まで、引き続き

◆申込み・問合せ

産業振興課雇用開発室
☎757-3139

遊休工場等活用促進事業

雇用状態にあること

雇用機会の創出、起業家の育成及び遊休資産の活用を図ることを目的に、市内の遊休工場などを活用して一定要件を満たした事業を行う人に対して、賃借料の一部を助成します。

◆対象者

次の要件にすべて該当すること。
①遊休工場などを借り上げて事業を行う人

②次の事業のいずれかを行う人
ア 製造業、運輸業、建設業、情報サービス業、採石業、砂・砂利・玉石採取業
イ 学術・開発研究機関、測量業
※商業関係は対象外

③現在活用されていない遊休工場などを6か月以上継続して活用しようとし、活用開始日の前後3か月以内に新たに2人以上を常用雇用する人

④遊休工場などの所有者と親族関係などがない人

◆対象経費

遊休工場などの賃借料

◆補助金額など

年度末までに支払った各月賃借料の2分の1の合計以内。（常用雇用者数による上限あり）

◆対象期間

交付決定日の翌月から2年以内

◆申込み・問合せ

産業振興課雇用開発室
☎757-3139
※各支所地域振興課でも相談を受け付けています

有利な市の融資制度を

ご利用ください

※貸付利率は、
年度途中で変更
する場合があります。

※詳細については、取扱金融機関または市役所担当課までお問合せください。

資 金 名	資 金 使 途	貸 付 対 象	
企 業 設 置 資 金	用地取得造成建設・機械設備など設置	市企業設置奨励条例により「奨励企業」の指定を受けた企業	
新 規 創 業 支 援 資 金	運 転 ・ 設 備	市内で創業する具体的な計画を有する個人及び企業（創業後5年を経過していないもの）。ただし、市税など完納している個人・法人	
新事業・新技術等開発支援資金	運 転 ・ 設 備	引き続き同一事業を6か月以上営む中小企業（企業グループ及び組合など含む）。ただし、市税など完納している個人・法人	
中 小 企 業 振 興 資 金	運 転 ・ 設 備	市内に工場または店舗などを有し、かつ同一事業を6か月以上営む中小企業者（製造業・建設業・運輸通信業・卸売業・サービス業・小売業など）。ただし、市税など完納している個人・法人	
地 方 産 業 育 成 資 金	運 転 ・ 設 備	市内に住所または事業所を有し、かつ同一事業を1年以上営む中小企業者（鉱業・建設業・製造業・卸売業・小売業・飲食業・運輸通信業・サービス業など）。ただし、市税など完納している個人・法人	
小 売 商 業 近 代 化 資 金	店 舗 新 築 ・ 設 備	市内に住所または店舗を有し、引き続き同一事業を1年以上営む小売商業者。ただし、市税など完納している個人・法人	
離 職 者 支 援 資 金	生 活 資 金	市内に居住し、倒産・事業所閉鎖などによる離職者・内職者で、公共職業安定所に求職票を提出してある者。ただし、市税など完納者	
経 済 景 気 対 策 特 別 資 金	運 転	市内に事業所を有し、引き続き同一事業を3年以上営み、市税など完納している中小企業者で、不況の影響により直近3か月の売上(生産)高が前年同期と比較して10%以上減少し、経営に支障をきたしている者	
勤 労 者 住 宅 建 設 資 金	住 宅 新 築 改 築 ・ 購 入	市内に自ら居住するための住宅を新築・改築・購入しようとする勤労者	
排 水 設 備 等 設 置 資 金	排 水 設 備 な の 設 置	処理地区内における建築物の所有者または占有者で排水設備などの設置工事を行う者。ただし、下水道受益者負担金、市税などの完納者	
克 雪 住 宅 づ くり 資 金	融雪式・耐雪式・落雪式住宅の新築・改築・改良	個人または法人（従業員30人未満）で市税などを完納している者、かつ貸付金の償還が取扱金融機関の定める条件に適合する者	
住 宅 等 災 害 復 興 資 金	住宅新築・改築・改修、宅地改修	市内に住所を有し、被災した住宅に関して市長が発行する被災証明書の交付を受けた者。ただし、市税など完納者	
十日町駅西土地区画整理事業宅地規模適正化資金	付 換 地 購 入	市土地区画整理事業の地権者で十日町駅西土地区画整理事業付換地取扱要領の規程に基づく付換地を購入しようとする個人または法人。ただし、市税など完納者、貸付金の償還能力などを有する者	
地 域 集 会 施 設 建 設 資 金	地域集会施設新改築・購入・土地購入	集会の場としての施設の新築、新築に準ずる改築・購入、または集会施設の用に供する土地を購入する者	
駐 車 場 設 置 資 金	駐 車 場 設 置	市長の定める区域内に自動車5台以上の収容能力を有する駐車場を新たに設置する者で、市内在住の個人または法人など	
診 療 所 施 設 整 備 資 金	施設・医療機器購入設置、用地購入	診療所の施設・設備・用地取得、十日町市中魚沼郡医師会の会員で、会の承認を得た者	

貸 付 限 度 額	貸 付 利 率	期 間	取 扱 金 融 機 関	市役所問合せ先
1 億5,000万円 (市長特認 2 億円)	1.80%	11年以内 (据置1年含)	第四・北越・大光・県信用組合・上越信用金庫・十日町農協	産 業 振 興 課 757-3139
2,000万円	信用保証付 2.00% 信用保証無 2.50%	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内		
2,000万円	信用保証付 2.00% 信用保証無 2.50%	10年以内		
500万円	信用保証付 1.95% 信用保証無 2.45%	5年以内		
1,000万円	信用保証付 2.10% 信用保証無 2.60%	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内		
3,000万円	信用保証付 1.95% 信用保証無 2.45%	10年以内		
50万円	1.75%	3年以内	労 働 金 庫	
1,000万円	信用保証付 1.65% 信用保証無 2.15%	7年以内		
500万円	一般貸付 2.30% 担保貸付 2.20%	10年以内 20年以内	第四・北越・大光・県信用組合・上越信用金庫・十日町農協・労働金庫	克 雪 維 持 課 757-3198
100万円	2.00%	5年以内		
融雪式・耐雪式 600万円 落雪式 400万円	1.75% 2.00%	15年以内		
住宅新築・改修1,000万円 宅地改修 300万円	1.50%	15年以内	第四・北越・大光・県信用組合・十日町農協・労働金庫	建設課区画整理室 757-3150
500万円	2.40%	10年以内		
総事業費から、自己資金・補助金・寄附金などを差し引いた額	2.40%	10年以内		
営業用など1億円 その他 1,000万円	2.40%	5～10年	第四・北越・大光・県信用組合・上越信用金庫・十日町農協	市民生活課環境政策室 757-3740
1 億円	2.40%	10年以内		健 康 支 援 課 757-3719

「健康とおかまち21」を策定しました

この計画には、健康づくりの6項目を設けて目標値を定め、皆さんから積極的に取り組んでいただきたい具体的な行動内容を掲げました。

市は、子どもからお年寄りまで、安全・安心・元気に暮らせる社会づくりのため、皆さんが「健康づくりを始める」「健康づくりを続ける」ことを支援していきます。

1 栄養・食生活

- (1) 毎日朝ごはんを食べます。
- (2) 主食・主菜・副菜がそろった食事を、好き嫌いせずに食べます。
- (3) よく噛み、腹八分目を心がけます。
- (4) みそ汁は具たくさんにします。
- (5) お酒を飲まない日を、週1日は設けます。

3 こころの健康

- (1) 悩みやストレスをためずに、相談できる人を持ちます。
- (2) ストレスを解消する自分なりの方法を見つけます。
- (3) 仕事（家事を含む）以外で、やりがいや楽しみを見つけます。
- (4) うつ病などのこころの病気について関心を持ちます。
- (5) 周りに悩んでいる人がいたら、専門の医療機関や保健所と市が行っている「こころの健康相談」などで相談するように勧めます。

5 歯の健康

- (1) かかりつけ歯科医を持ち、1年に1回歯科健診を受けます。
- (2) 食後ていねいに歯みがきをします。
- (3) おやつなどはだらだらと食べません。
- (4) 子どもに正しい歯のみがき方を教えます。
- (5) デンタルフロスなどを使って、歯と歯の間をきれいにします。

○「健康とおかまち21」は市のホームページに掲載してあります。
○問合せ 健康支援課地域医療係 ☎757-3719（直通）
ホームページアドレス <http://www.city.tokamachi.niigata.jp/>

2 身体活動・運動

- (1) 1週間に2回、30分以上の運動をします。
- (2) こまめに歩きます。
- (3) 日常の動作も「運動になる」と意識して、からだを動かします。
- (4) 自分にあった運動を見つけ、長く続けます。
- (5) 積極的にスポーツ行事、レクリエーション活動に参加します。

4 たばこと健康

- (1) 禁煙にチャレンジします。（喫煙している人）
- (2) これからもたばこを吸いません。（喫煙していない人）
- (3) 妊婦や子どもの前でたばこを吸いません。
- (4) 未成年者にたばこを勧めません。
- (5) 子どもやほかの人に煙の害を及ぼさないよう、家庭や職場で禁煙・分煙します。

6 生活習慣病の予防

- (1) 1年に1回健康診断を受けます。
- (2) 気軽に相談できる、かかりつけ医を持ちます。
- (3) 健康について、日ごろから家庭で話し合います。
- (4) 自分の生活を見直し、良い生活習慣を身につけます。
- (5) 体重・体脂肪率・腹囲・血圧などを日ごろから測って自己チェックします。

個性あるまちづくり 住民主体のまちづくりを目指す

十日町市地域協議会新たな出発

平成17年の新・十日町市誕生に伴い、市の機関として各地域に地域協議会が設置されました。地域協議会は、市民の声を市政に反映させるとともに、住民と行政による協働のまちづくりの担い手（地域自治組織）の育成を図ることを目的にしています。

地域協議会は、平成18年度まで各地域に1つずつ設置されていましたが、十日町地域は人口が多いことから、今年度からおおむね中学校区単位に設置することになりました。これにより十日町地域には7つの地域協議会が設置され、市全体で11の地域協議会が設置されました。



中里地域協議会

地域協議会の役割

今後、ますます少子高齢化や過疎化が進むことにより、地域コミュニティを維持していくことが困難になっていきます。また、市の財政事情が厳しくなる一方で、地方分権の推進に伴い地方の力量が問われる時代になっています。このような現状に対応し、市民が主体となった地域づくりを進めるため、地域協議会は一層重要な役割を担ってきています。地域協議会は、市街地と中山間地の集落の各委員が、互いに地域全体のまちづくりについて真剣に議論し活動しながら、住みよいまちづくりを進めています。

地域協議会の事務局体制

地域協議会の事務局は、川西、中里、松代、松之山の各地域協議会ではこれまでどおり各支所地域振興課に置き、十日町地域の7つの地域協議会は、公民館などへ新たに事務局員を配置します。

地域協議会の委員

各地域協議会の委員人数は25人以上で、地区振興会など公共的団体を代表する人、まちづくりなどについて学識経験を有する人、公募により選ばれた人によって構成されています。任期は2年で、報酬は年間1万円の定額とされています。今年度から新委員が選出され、各地域協議会とも新たなスタートを切り、定期的に会議を開きながら活発



松之山地域協議会

な議論が進められています。地域の皆さんもまちづくりについて意見がありましたら、各地域協議会委員に提案してください。

十日町市地域振興基金の設置

今年度から、合併特例債を財源とした十日町市地域振興基金を積み立てます。基金は、平成19年度中に4億円を積み立て、20年度以降は市の財政状況に応じて積み増しを検討します。基金の運用は平成20年度から行い、利子分についてその活用内容を各地域協議会で検討することになります。



川西地域協議会

問合せ

本庁総合政策課自治振興係
（☎757-3193）
十日町地域内各公民館
各支所地域振興課自治振興係

まつだいたい

松代支所
☎597-2220

松代高校入学式

新たな学び舎で108人が高校生活をスタート

4月6日(金)、市内外の17中学校を卒業した新入生108人を迎え、県立松代高等学校の入学式が行われました。式次の入校許可で、担任から一人ひとりの名前が読み上げられると、真新しい制服に身を包んだ生徒たちは緊張した面持ちで返事をしました。佐藤謙一校長は「高校は自分



の道を探し求める所です。夢を持ち、何事にも積極的に挑戦できる人になつてください。そのために、私たちはしっかりと応援します」とあいさつし、生徒たちに励ましの言葉を贈りました。

松代高校は、19年度の募集から1学級増えて3学級となり、学校全体では7学級、生徒数253人になりました。出身中学校では、地元松代中学校以外にも市内中学校から63人、上越地域から65人、津南・魚沼地域から33人と、生徒の3人に2人は、松代地域外から通学しています。松代高校は駅から約300mの距離にあり、特にほくほく線が開業してからは、その利便性から十日町地域や上越方面から電車で通学する生徒が増えています。

自然豊かな松代で、新しい仲間とともに充実した高校生活を送り、スポーツ・文化活動、そして勉学にと活躍が期待されます。

なかさと夢ネット

中里支所
☎763-3111

小さな学校の大きな業績 貝野小20年連続全国大会へ

1作の「トレインズ」を演奏しました。

3月28日(水)、東京都江戸川区総合文化センターで第28回全日本リコーダーコンテストが開催され、貝野小学校(石塚彰雄校長)が20年連続の出場を果たしました。県大会合奏の部で金賞を受賞しての挑戦でした。参加児童は4年生から6年生までの全児童24人で、当日はJ・Dキヤリ



緊張感あふれる大会直前のチューニング

児童たちは、「全国大会に参加できてうれしかったです。満足いく演奏ができました。他校の演奏を鑑賞できて勉強になりました」と感想を話していました。担当の本間啓恵教諭は、「20年目の全国大会へ！そして金賞を！を子どもたちとの合言葉にしていっしょに頑張ってきました。県大会後は、部活動がスキーに切り替わり、少し練習量が減ってしまいましたが、子どもたちはそれを乗り越えよく頑張ってくれました。下級生からは大きな応援を、保護者の皆さんからは県大会前から下校のお迎え隊として大きく支えていただきました」と大会参加によって大きく成長した児童を称え、地域の協力で感謝していました。

結果は惜しくも銀賞でしたが、地域ではリコーダーの伝統校として、20年間の業績を称えています。

松代の自然

ムシカリ(オオカメノキ)



雪が消えたばかりの山に白い花を咲かせるタムシバ(山コブシ)とムシカリ。ムシカリは、アジサイのように装飾花というのを周囲に飾り、本物の花は中心に地味に咲きます。形が似ているので、5月ごろに咲くヤブデマリと間違える人もいます。名前の由来は、ムシカリは虫が葉を食つから、また別名のオオカメノ

キは葉の形が亀に似ているからなどと言われていますが、正確なところは不明です。山の高い所を好み、沢や川べりを好むヤブデマリとは時期と場所が少し違います。大粒な実が赤く染まるきれいですが、熟すると黒くなるので、昔の子どもが甘くてガムを作った小粒で真っ赤なヤブデマリの実は区別ができます。これに混同されるミヤマガマズミの実もまた楽しい山のおやつです。葉は大きくて円いので、キノコなどちよつとした収穫物を包むことにも利用できます。

(文 高橋八十八)

「山菜を楽しむ会」申込み開始



毎年恒例の「山菜を楽しむ会」が、5月12日・13日の2日間開催されます。地元の山菜15種類ほどを使い、揚げたての天ぷらや趣向を凝らした和え物など、約20品を用意する予定です。会場の農舞台周辺には、アート作品も多数ありますので、この機会にぜひ松代にお越しください。

- 日時 5月12日(土)・13日(日) 正午～(午前11時30分受付開始)
- 会場 まつだいたい農舞台2階「まつだいたい食堂」(ほくほく線まつだいたい駅徒歩2分)
- 定員 各日50人(先着順)
- 参加費 3,000円(お土産付き)
- 申込先 まつだいたい農舞台(☎595-6180)

中里の がんぱー いるぜの!

まちづくりのために
なかさと夢ネット

中里村地域活性化検討委員会と中里まちづくり講座のメンバーの有志が、中里地域を盛り上げようと立ち上がり、平成17年11月、なかさと夢ネットは設立されました。「自分たちのまちは自分たちで創ろう」を合言葉に、現在49人で自ら実践するまちづくりに取り組んでいます。

長島の島田東一さん(倉俣・65歳)は、「何かをやるのは苦労もありますが、みんなでわいわいやるのがいいね。今は米粉料理に挑戦しています。みんなで作るから楽しいし、楽しいからできるんですよ」と話していました。

さらに、食の文化祭のグレードアップや中里地域の観光ルートの探索などを計画し、「中里地域は一味違う」と言われる地域をつくらうと頑張っています。

これまでの活動は、ホタルツアーや食の文化祭の開催、ほかの地域づくり団体との交流、アートで夏まつり、雪原カーニバルへの協力などさまざまに分野にわたっています。

今年は米粉特産品づくり研究会(仮称)を立ち上げ、米粉を使った料理開発に取り組みます。会



米粉料理をつくり試食する会員の皆さん



川西中学校3年1組

22

男子17人女子23人の3年1組は、とても明るく活発なクラスです。昨年の合唱発表会で団結力が、今回の修学旅行で生徒同士の信頼感が、一層深まりました。

クラスを越え、学年としてもまとまりのある川中の3年生。一つひとつの行事や活動が最後になるこの1年を、共に学び、感動し、たくさんの思い出を作っていきます。



和久井冬樹さん——いつも笑い声が絶えないにぎやかなクラスです。2人のムードメーカーがクラスを盛り上げてくれています。先日、北海道へ修学旅行に行つて来たばかり。道中も楽しく、目の前に広がる自然と食べ物で満喫してきました。最高学年になったので、1、2年生が信頼してついてきてくれる、そんな学年にして在校生の心に何かを残していきたい。比護洋平先生——人なつこい生徒たちで、いっしょにいて楽しいですね。2年生の初めのころと比べ、与えられたことをしっかりとやるうとする気持ちが出てきました。これからは最高学年として、自ら考えて行動できるよう主体性を伸ばしていきたい。つてほしいと思います。さまざまな場面で「このクラスが1番だ!」と言えるよう、誇りを持って行動してほしいなあ。

おい! 昔

〈二十二〉

「五鬼火事」の巻

(松代)

今からずーっと昔のこと、「松代」は「松平」という集落名でした。

ところが400年ほど前に、徳川家康の6男松平忠輝が高田藩主として越後に入ると、「藩主と同じ松平の村名はおそれ多い。遠慮さっしやい」とお達しがありました。松平の衆は困り果て、やむなく「松代」と改めたといひます。そのころは、今の通称「古屋敷」と呼ばれるところにムラがありましたが、全村現在の所に移り住むようになりました。それは、次のようなことがあったからです。

その昔、松平の千手院に金蔵坊という山伏が住んでいました。修行のために大峰山に入り荒行を積んでいたある年の秋の晩のことです。近くの山に住む五鬼衆と煎り豆を食いながら話し合っていました。



きました。しばらくしてその鬼が帰り、「ちようど金蔵坊の家のもちつきだったので、もらってき」とつきたてのもちを皆に分けました。

金蔵坊からこのいきさつを聞いた村人たちは、今の松代の地に整然とした家並みの新しいムラを作り、火の用心に努めました。

松代の人たちはこのできごとを「五鬼火事」と呼び、末代までの語りぐさにしました。

金蔵坊が、「今日はおらムラの節句だすけ、どこの家でももちついたべな。一つ食いてえな」というと、一人の鬼が、「はちゃ、おれが取つてきてやろう」と言つて飛んで行

金蔵坊と鬼たちがもちをうまさうにはお張つていると、さっきの鬼が言いました。

「ところでな、あの松平というムラはちつと家並みが曲がつていて見苦しいな」。

金蔵坊が「そうだとも、みんながそれで不自由しねやんだんが、いこての」と答えると鬼は、「いや良くね。だすけおれが帰りに火つけてきた。今ごろは丸焼けになつてるべ」と言つてもちをほおばりました。

金蔵坊はもちがのどにつつかえるほどびつくりし、急いで松平のムラに帰りました。案の定、松平は大火にみまわれ全焼してしま

光ケーブルネットワークで地域が変わる

VOL.22

◆問合せ◆
総合政策課
地域情報推進室
情報政策係
☎757-3196

テレビ共同受信施設の地上デジタル放送受信状況(その2)

今回は、「公共補助共同受信施設」と「自主その他共同受信施設」についてお知らせします。「自主その他共同受信施設」は、昨年各町内の囑託員から提出された施設を、市が専門業者に委託し調査しました。調査地点は、実際の施設設置状況を見ながら、施設地域内1〜7ポイントを測定しました。その調査結果がまとまりましたのでお知らせします。

※前号でお知らせした調査施設数が、現地調査により一部重複していることを確認しましたので、公共補助共同受信施設28、自主その他共同受信施設93、計121施設に訂正します。

○公共補助および自主その他共同受信施設における受信状況

地域別	共同受信施設数	調査ポイント数	受信可能ポイント数	受信不能ポイント数	受信不能率(%)	加世帯数
十日町地域	51	107	48	59	55.1	604
川西地域	7	19	6	13	64.8	167
中里地域	1	7	0	7	100.0	23
松代地域	28	114	8	106	93.0	1,122
松之山地域	34	63	3	60	95.2	331
計	121	310	65	245	79.0	2,247

○市内共同受信施設における地上デジタル放送の受信状況集計結果

行動受信施設区分	受信不能施設数	受信不能世帯数
NHK共同受信施設	27施設	約1,880世帯
東京電力共同受信施設	16施設	約700世帯
公共補助及び自主その他共同受信施設	102施設	約1,780世帯
合計 (調査未実施施設含まず)	145施設	約4,360世帯

※今回は、事業者選定委員会についてお知らせします。



その22

副市長

大島 貞二

「妻有焼」窯業地とおかまち

妻有焼についてご存知の人は多いと思います。日本でトップクラスの陶芸家吉田明さんが、本拠地を東京都青梅市から十日町市に移して作品作りをするのと同時に、この地域の土で作る焼き物をすべてこう呼ぼうと提唱しているものです。

私は陶芸のことに全く知識がなく、鑑定眼もありませんので、その作品についての評価は出来ません。しかし、吉田さんの作品は、妻有地域の心安らぐ風土や市民が持つ実直で暖かい人柄とびつたりマッチする作品だなあと感じます。そしてそれは、ほかでもない吉田さん自身の人柄がそっくり表れているため

はないかと思っています。

私が、大陶芸家の吉田さんを先生と書かず、あえて「さん」と書いているのは、吉田さんの人柄を皆さんに伝えたいからです。

吉田さんは、自分の焼いた作品だけが妻有焼であるとは全く思っていないせん。この地にある魅力的な土で、できれば地域の人たちが焼き物作りに取り組んでほしいと思っています。

特に二つのことを提案しています。一つ目は、農家が、秋の取り入れ後から春耕までの数か月間焼き物に取り組んだらどうか。二つ目は、事故や病気が原因で車椅子生活を余儀なくされている人でも、焼き物は出来る**と強く勧めたい。**そして、本気で取り組む人には、窯作りも指導するなどして、地域全体の妻有焼にしたいと考えています。

さまざまな地域の人たちがかわり、市外、県外から吉田さんの指導を求める人が大勢訪れています。それらの人たちの間で交流が生まれ、妻有焼を、この地域の新しい顔として全国に発信していくことを、ぜひ実現したいものです。

春を告げる水ばしょう

4月15日(日)、野口水ばしょう公園で毎年恒例の野口水ばしょうまつり（野口水ばしょう公園保存会主催）が開催されました。今年は、少雪の影響で例年より2週間ほど早い開催でしたが、当日はよく晴れて暖かく、絶好のまつり日和となりました。

会場では、地元有志による出店や飛び入り歓迎のカラオケ大会が行われ、焼き鳥や綿あめなどを片手にまつりを楽しむ人のにぎわいしました。また、無料で水ばしょう汁もふるまわれ、来場者に喜ばれていました。

地元野口の野沢正さん（58歳）は、「毎年来ています。今日は天気も良く、水ばしょうもきれいでちょうどいいですね。去年は桜も咲いていましたが、今年はまだ早かったね」と話していました。まつりは家族や友人・知人などと集う良い機会になっているようです。



基礎知識を学ぼう

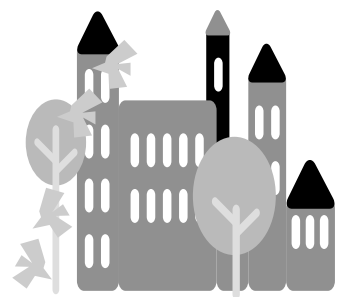
4月12日(木)、十日町商工会議所主催による「新入社員実務基礎セミナー」が十日町商工会議所を会場に開催されました。この春就職した新入社員を対象に行われたもので、郡市内の企業36社から男女合わせて73人が参加。セミナーでは、社会人としてのマナーや名刺の受け渡し方、電話応対のマナーなどを学びました。参加者の一人森本英明さん（22歳）は、「社会人としての心構えやマナーなど、これからの社会生活に役立てていきたい」と研修を終えた感想を話していました。



出前講座が始まりました！

4月11日(水)、本町分庁舎で「まちづくり出前講座」が開催されました。これは、市民と行政がともに学び協働しながら活力あるまちづくりを進めていくことを目的に、今年度から始められたものです。第1回目となるこの日は、「魚沼基幹病院（仮称）設置と周辺病院等の整備について」をテーマに行われ、市民など13人と市の職員2人が参加。約2時間半にわたって活発な意見交換が行われました。

また、15日(日)には「市道及び消雪パイプの維持管理」をテーマに2回目の出前講座が開かれ市民6人が参加しました。出前講座の開催方法など詳しい内容は、市報3月25日号、または市のホームページをご覧ください。



まちの話題 TOWN TOPICS

このコーナーは、まちの話題や活動などを紹介しています。情報がありましたら、総務課広報広聴係（☎757-3112内線213）へ、お気軽にお寄せください。

tokamachi topics

tokamachi topics

気持ち一つに リコーダー全日本金賞

第28回全日本リコーダーコンテスト（全日本リコーダー教育研究会主催）が東京都江戸川区総合文化センターで開催され、馬場小学校（星名千恵子校長）リコーダー部が3年連続3回目の金賞を受賞しました。全国から勝ち抜いた小学生から一般まで120団体が参加する中、小学生合奏の部での受賞です。担当の庭野史子教諭は、「基礎練習の積み上げによる、児童たち23人の息の合った演奏の成果です」と児童を称えました。参加した6年生は、「1パートずつリレーで演奏する難しい曲でした。あの受賞の瞬間は大切な思い出です」と喜びを語り、進学しても吹奏楽を続けたいと話していました。



千寿さくら荘オープン

4月6日(金)、高原田地内（川西中学校隣接地）で川西高齢者コミュニティハウス「千寿さくら荘」の完成式が行われました。この施設は、一人で生活することに不安のある高齢者が安心して生活できるよう支援する高齢者専用アパートで、社会福祉法人あかね会（渡辺春吉理事長）が管理にあたります。大島副市長、渡辺理事長など関係者がテープカットをして完成を祝った後、居室や設備などを見学できる内覧会が行われ、大勢の市民が訪れていました。



アマゾンに植林自然に恩返し

4月11日(水)、十日町商工会議所でアマゾン森林保護植林協会会長の長坂優さんを招いて「アマゾンに夢を託して―大自然で育んだ生きる力―」と題した講演会が行われ、市民など約100人が参加しました。長坂さんは、昭和40年にアマゾンに入植し、農業の振興に努めました。また、乱開発による自然破壊を懸念し、17年前から荒廃地への植林運動を進めています。講演では、病気や孤独、大自然と戦う自身の開拓体験をもとに自然の大切さと人の生きる強さを話しました。

マウスガードで外傷予防を

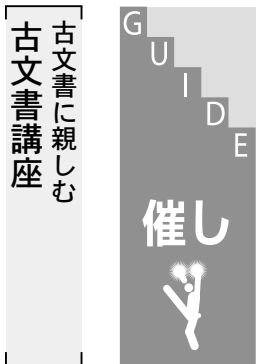
スポーツ時に顎口腔領域を外傷から守るマウスガードについて学ぼうと、講演会「スポーツと歯の関係 口腔外傷予防のためのマウスガードについて」(十日町口腔科学アカデミー主催)が、4月14日(土)情報館で開催され、郡市内から空手協会などのスポーツ関係者や歯科医院スタッフなど約50人が参加しました。現在マウスガードの装着は、ラグビーやボクシングなどではすでに義務化されていますが、今後装着スポーツの対象はさらに広がっていく傾向にあります。講演会後に行われたマウスガード加工の実技研修では歯科医師や技工士が熱心に受講していました。



古文書に親しむ
古文書講座

地元の資料を使い身近な郷土の歴史に触れながら学ぶことができます。初心者大歓迎です。

①入門コース…文字の解説を基礎から学習②中級コース…基礎ができたこちら。史料説明付き。③応用コース…歴史的な解説を加えより深く学習。●日時 5月3月①③…第2・4土曜日の午前②…第1・3水曜日の午後●会場 博物館●受講料 年間2,500円●講師 丸山克巳氏・佐藤英一氏(博物館友の会古文書研究グループ)●申込み・問合せ 5月18日(金)までに受講料を添えて博物館(☎757-5531)



お知らせ・ガイド
市役所 TEL 757-3111

19年度受講生募集!

十日町青級ホーム (十日町青年学級・勤労青少年ホーム)

気がついたら、すっかり生活の一部になっている。

新しい自分を見つきたい…。新しい仲間を見つきたい…。十日町青級ホームは、そんな若者たちが集う場です。あなたの思いをかなえる場所が、ここにはあります。

- 対象者 18歳～35歳(昭和47年4月2日生まれ以降)の勤労青年男女(既婚者可)
- 日時 5月10日～20年3月の毎週木曜日 午後7時30分～9時30分 ※詳細は申込受付時に配布する年間スケジュールをご覧ください。
- 会場 中央公民館
- 活動内容 コース学習・クラブ活動、全体学習、自治会活動など

- ※コース学習には専門の講師が指導にあたります。
- 年間参加費 3,000円(自治会活動費2,000円・学習活動費1,000円)
- ※コースにより教材費・材料費が別途必要
- 申込み方法 参加費を添えて中央公民館へ
- 開講式 日時: 5月10日(木)午後7時30分～

コース・クラブ		内 容	講 師
コース学習	花 道 (草 月 流)	草月流の活花で、季節・行事を彩りましょう。	富井美知子 さん
	着 付 け	ひととおりの技術を学び、着物に親しみます。初心者大歓迎!	丸 山 幸 枝 さん
	シネマ & ビジュアル	映像制作を学習し、自作映画やプロモーションビデオを製作します。	二 瓶 光 さん
	手 話	耳の不自由な人との交流を深めながら、手話や手話歌を覚えます。	佐 藤 俊 夫 さん 春日 克 美 さん
	パ ソ コ ン	ワードとエクセルの基礎を学びます。初心者向けです。	白 川 洋 樹 さん
	ヒップホップダンス	リズムにのり、体を動かしてリフレッシュ!	長 津 詩 星 さん
クラブ活動	や き も の	板作りやろくろを使って茶わんやお皿などのやきものを作ります。	村 山 和 宏 さん
	テ ニ ス	テニスを通し、和気あいあいと楽しい時間を過ごしましょう。指導者はつきません。	
クラブ活動	バ ド ミ ン ト ン	バドミントンを通し、和気あいあいと楽しい時間を過ごしましょう。指導者はつきません。	
	全 体 学 習	みんなで集まって楽しく体験学習!	
自 治 会 活 動		コース・クラブの枠を超えた出会いと仲間づくり、地域行事へも参加します。	

成人講座

あなたの「心のステップアップ」応援します。

- 学習時間 1回2時間
- 対象 初心者、入門者
- 申込み 5月14日(月)までに、参加費を添えて中央公民館へ。

※申込みの少ないコースは、中止することがあります。

※参加費のほか、テキストや教材費の実費をいただきます。

コ ー ス	曜日・時間	開講日・回数	定員(先着)・参加費	内 容	講 師
茶 道	第1・3水曜日 午後7:00～	5月16日(水) 通年21回	15人 4,200円	宗偏流茶道の基礎をとおして、日常の作法や和の心を学びます。	古澤芳子さん
洋 画 入 門	第1・3木曜日 午後7:00～	5月17日(木) 通年21回	20人 4,200円	油絵入門、将来の目標は市展出品です。	小林順二さん
焼 き 物	毎週火曜日 午後7:00～	5月22日(火) 10月まで23回	20人 4,600円	誰でも作れる陶芸の基礎からろくろ引き、窯炊きまで。	高野秋規さん
野の花・山の花	第2・4火曜日 午後7:00～	5月22日(火) 12月まで15回	20人 3000円	焼かないで固まる樹脂粘土を使って季節の野山の花などを作ります。	阿部ムツ子さん

アンギンの作り方やその歴史を学びます。●日時 5月19日～20年3月1日までの毎月第1・3土曜日の午後●会場 博物館●受講料 年間3,000円(材料費) ※編む器具は有ります●講師 越後アンギン伝承会の皆さん●申込み・問合せ 5月16日(水)までに受講料を添えて博物館(☎757-5531)

仲間づくりをしながら、楽しく子育てをしませんか。随時受け付けています。※保育ボランティア有●日時 5月～20年3月の毎月第1火曜日午前10時～11時●会場 中央公民館●対象 4か月～1歳未満の乳児と保護者●参加費 無料●定員 20人●申込み・問合せ 中央公民館(☎757-5011)

古代の布を編む
アンギン編み講座

アンギンの作り方やその歴史を学びます。●日時 5月19日～20年3月1日までの毎月第1・3土曜日の午後●会場 博物館●受講料 年間3,000円(材料費) ※編む器具は有ります●講師 越後アンギン伝承会の皆さん●申込み・問合せ 5月16日(水)までに受講料を添えて博物館(☎757-5531)

エンジョイ!日本語広場

十日町市周辺に住む外国人が対象です。随時受け付けています。●日時 5月～12月の毎週金曜日午後7時30分～9時30分 ※開講日は5月11日(金)●会場 中央公民館●受講料 1,000円●申込み・問合せ 中央公民館(☎757-5011)

「森の学校」キヨロロ
ブナ展く真鍋英敏アカ
ショウビン写真展く

●日時 5月1日(火)～7月8日(日)午前9時～午後5時 ※5月1日を除く火曜日休館●会場 「森の学校」キヨロロ●入館料 大人500円、小・中・高校生300円、幼児無料●問合せ 「森の学校」キヨロロ(☎59

中央公民館●受講料 1,000円●申込み・問合せ 中央公民館(☎757-5011)

第7回仙田山菜まつり

●日時 5月4日(みどりの日)午前8時～●場所 仙田体験交流館キラリ●申込み・問合せ 仙田体験交流館キラリ(☎761-2008) ※山菜採り体験は4月30日(月)までに要予約

光の館 ライトプログ
ラム体験会

●日時 ①5月16日(水)②5月20日(日)ともに午後6時30分～8時●会場 光の館●参加費 大人500円、小学生250円、幼児無料●定員 各回先着20人●申込締切り ①5月10日(木)②15日(火) ※雨天中止●申込み・問合せ 光の館(☎761-1090)

「森の学校」キヨロロ
ブナ展く真鍋英敏アカ
ショウビン写真展く

●日時 5月1日(火)～7月8日(日)午前9時～午後5時 ※5月1日を除く火曜日休館●会場 「森の学校」キヨロロ●入館料 大人500円、小・中・高校生300円、幼児無料●問合せ 「森の学校」キヨロロ(☎59

キナーレきもの歴史館
収蔵展

昭和中期のきもの十日町の伝統工芸品の「シボお召餅」を展示します。●日時 4月27日(金)～5月29日(火)午前10時～午後5時 ※5月2日を除く水曜日休館●会場 キナーレ●入館料 大人300円、中学生100円、小学生以下無料●問合せ キナーレ(☎595-6180)

5-8311

うぶすなの家 山菜の会

●日時 5月13日(日)午前10時～午後4時●会場 うぶすなの家(願)●参加費 4,000円(昼食・おみやげ付)●定員 先着30人●内容 山菜採りツアー、調理実習など●申込み・問合せ まつだい農舞台(☎595-6180)

里山アート遊園地・
2007春

●日時 4月28日(土)～5月6日(日)午前10時30分～午後3時●会場 まつだい農舞台●参加費 無料 500円●内容 アーティスト製作の楽しい遊具や田んぼの生き物に触れたりして遊びます。●問合せ まつだい農舞台(☎595-6180)

星と森の詩美術館
星襄一作品展
くあしあとを辿って

氏と十日町との交流を物語る貴重な資料とともに、木版画家としての氏の歩みを約50点の作品で展覧中です。●日時 6月3日(日)までの午前9時30分～午後5時(入館は4時30分まで) ※毎週火曜日休館●会場 星と森の詩美術館●入館料 500

旬の山菜を味わって在京十日町会の皆さんと交流を深めませんか。●日時 5月26日(土)正午～(受付11時30分) ●場所 ラポート十日町●会費 5,000円(当日徴収)●申込み・問合せ 5月14日(月)までに観光交流課(☎757-3100)

第5回「山菜と田舎」
つつおを味わう会

旬の山菜を味わって在京十日町会の皆さんと交流を深めませんか。●日時 5月26日(土)正午～(受付11時30分) ●場所 ラポート十日町●会費 5,000円(当日徴収)●申込み・問合せ 5月14日(月)までに観光交流課(☎757-3100)

10日町おやこ劇場
「おはなしてんこもり」

絵本の読み聞かせをします。●日時 5月12日(土)・19日(土)・26日(土)午前10時30分～11時30分●会場 加賀書院(市役所通り)●問合せ 加賀書院(☎752-2114)

●休日救急医			
期 日	医療機関名	住 所	電話番号
3日(祝)	富田医院	発電所通り西	761-0200
4日(祝)	せき整形外科	四日町2	750-1155
5日(祝)	中条病院	北原	757-3018
6日(日)	田中外科医院	田中町本通り	752-2403
13日(日)	庭野医院	寿町4	752-2711
	松之山診療所	松之山	596-2240
20日(日)	大坪医院	四日町新田2	757-6100
	上村病院	田中	763-2111
27日(日)	たかき医院	土市5	758-2361

●乳幼児健診

◎会 場…十日町保健センター（十日町本庁舎となり）
◎持ち物…母子健康手帳、問診票、
フッ素塗布希望確認票（1歳6か月児のみ）
視聴覚アンケート（3歳6か月児のみ）
着替えやおむつなど必要なもの

◎対象の期日に受診できなかったときは、住んでいる本庁または各支所へ連絡してください。
◎3歳6か月児健診前に検査セットを送りますので、届かない人は本庁へ連絡してください。

事 業 名	期 日	受付時間	対 象 児
4か月児健 診	24日(木)	午後1時～1時30分	19年1月生まれの乳 児
10か月児健 診	16日(水)	午後1時～2時	18年7月生まれの乳 児
1歳6か月児健 診	23日(水)	午後1時～1時30分	17年11月生まれの幼 児
2歳6か月児身体測定	16日(水)	午前9時～9時30分	16年11月生まれの幼 児
3歳6か月児健 診	17日(木)	午後1時～1時30分	15年11月生まれの幼 児

予防接種・健康相談・休日救急医・乳幼児健診の問合せ				
十日町本庁(代表) ☎757-3111	川西支所(健康福祉課直通) ☎768-4957	中里支所(健康福祉課直通) ☎763-3121	松代支所(健康福祉課直通) ☎597-2221	松之山支所(健康福祉課直通) ☎596-2169

▼「変わらなくちゃ」と思いながらも、なかなか変えられないのが自分。一大決心をして手帳やカレンダーに書いてみたり「〇〇宣言」をして周囲を巻き込んだりしても、三日坊主に終わってしまうことが多々あります。自分の力で変身するためには相当のエネルギーが必要…。でも外的要因でがらっと変わることもあります。組織の場合、人事異動がその大きな力に。自分が異動した場合でも新しい人が入ってきた職場でも改革の大きなチャンス、新しいことを始めるきっかけになります。

▼わが広報広聴係も新人を迎え、女性の割合が5割に。職場の雰囲気も市報の内容もリフレッシュしていきたいと思っています。今年度1年間よろしくお祈いします。

▼はじめまして。4月から新採用で広報担当になった五十嵐と申します。出身は川西です。数か月前まで、自分が市報の発行に携わることになるとは夢にも思っていませんでした。初めて経験することはばかりで、戸惑うこともありますが、毎日が新鮮です。一生懸命頑張りますので、どうぞよろしくお祈いします。

▼取材で川西中学校に行きました。約7年ぶりの母校。校舎や体育館、あずき色のジャージ、さすがに知っている先生はいませんでした。以前と変わらない学校の雰囲気がとても懐かしう、うれしく思いました。少子化で閉園や閉校が増えています。母校にはいつまでも生徒たちのまぶしい笑顔があってほしいですね。

(五)

(わ)

●離乳食教室

対象児と内容	開 催 日
2 か月～4 か月児 離乳食準備～初期	9 日(水)
6 か月～9 か月児 離乳食中期～後期	22日(火)
会 場 十日町保健センター（本庁舎となり） 受付時間 午前9時45分～午前10時 直接会場においでください 持 ち 物 母子健康手帳・ 筆記用具	



●ぜん息電話相談室

保健師や医師が、ぜん息に関する治療法、薬、予防法、介護、運動、学校生活、出産、日常生活での注意点などを、無料でアドバイスします。

●受付日時 月～金（祝日除く） 午前9時～午後5時
●相談電話 フリーダイヤル 0120-598014
（独立行政法人 環境再生保全機構）

●手話奉仕員を配置します

本庁福祉課窓口到手話奉仕員を配置します。本庁舎内での窓口相談や手続きに手話奉仕員が同行します。

●配 置 日 5月14日(月)・6月11日(月)・7月9日(月)
8月20日(月)・9月10日(月)

●配置の時間 午前11時～午後3時
※10月以降は日程が決まり次第お知らせします。

●問合せ 福祉課障害福祉係（内線142）

●ちびっこひろば

なかよしランド

親子のふれあいの場を提供します。

●日 時 8日(火)・15日(火)・22日(火)・29日(火)
午前10時～11時 ※29日は遠足

●対 象 3歳未満児とその保護者
●会 場 市民体育館
●申込み・問合せ 中央公民館 ☎757-5011

おはなしたまてばこ

読み聞かせ、手遊びなどを行います。

●日 時 10日(木) 午前10時～11時
●対 象 乳幼児とその保護者
●会 場 情報館
●問合せ 情報館 ☎750-5100

どんぐりおはなしのへや

読み聞かせ、パネルシアターなどを行います。

●日 時 19日(土) 午後2時～3時
●対 象 幼児・小学生
●会 場 情報館
●問合せ 情報館 ☎750-5100



●健康相談		保健師による相談
期 日	会 場	受付時間
14日(月)・28日(月)	十日町保健センター	午前9時30分～11時30分
8 日(火)	新座コミュニティセンター	午前9時30分～11時30分
	大井田コミュニティセンター	午後1時30分～3時30分
	川治公民館	午前9時30分～11時30分
10日(木)	吉田就業改善センター	午前9時30分～11時30分
	山谷集会所	午後1時30分～3時30分
18日(金)	羽根川荘	午前9時30分～11時30分
	水沢公民館	午前9時30分～11時30分
	平成園	午後1時30分～3時30分
25日(金)	千手中央コミュニティセンター	午前9時～午後4時
	松代活性化センター	午前9時～11時
	中条公民館	午前9時30分～11時30分
	北原集落センター	午後1時30分～3時30分
28日(月)	下条公民館	午前9時30分～11時30分
	上新田自治会館	午後1時30分～3時30分
	松之山支所	午前8時30分～午後5時
	中里支所	午前9時30分～11時30分
※健康手帳のある人は持参してください。		

●心の健康相談

期 日	時 間	会 場	医 師
8 日(火)		工房なかさと	本 田 医 師 (中条第二)
22日(火)	午後2時～4時	津南町 保健センター	山 下 医 師 (山下メンタルクリニック)
31日(木)		松之山 保健センター	有 田 医 師 (中条第二)
●申込み・問合せ 健康支援課成人保健係（内線126）または、 十日町地域振興局健康福祉部地域保健課 ☎757-2400			

●全血献血

●日時・会場・受付時間
9 日(水) 十日町地域振興局合同庁舎
午前10時～正午
(株)シルクワーク 午後1時30分～3時
20日(日) クロス10 午前9時30分～11時30分
ケーズデンキ 午後1時30分～3時30分
●問合せ 健康支援課地域医療係（内線127）

●高齢者職業相談

毎週月～金曜日午前9時～午後5時
※3日(木)・4日(金)は休み
会場：高齢者職業相談室（サンクロス十日町内）
おおむね45歳以上が対象です

●定例行政相談

毎月第2金曜日 午前10時～午後3時
会場：本庁市民相談室・行政相談室

●行政相談

【川西地域】22日(火)午後1時30分～4時
会場：はあとふる川西
【松代地域】11日(金)午後1時30分～4時
会場：しぶみの家

●法律相談

電話で市民生活課市民係へ要予約
毎週木曜日 午後1時30分～4時 ※3日は休み
会場：本庁市民相談室・行政相談室

●定例社会保険・年金相談

10日(木)・24日(木)
午前10時～正午、午後1時～3時
会場：クロス10

●女性相談専用電話

月～金曜日（休日・祝日・年末年始を除く）
午前8時30分～午後5時30分 ☎757-3701

●心配ごと相談

問合せ 社会福祉協議会☎750-5010
会場：社会福祉協議会（本所・支所）
※本所は本町分庁舎3階に移転しました。
時間：午後1時30分～4時
▽十日町本所 毎週木曜日 ※3日は休み
▽松之山支所 8日(火) 11日(金)
▽中里支所 18日(金) 22日(火)



とよかまち イチオシ

文化の小路 まっふ こみち

身近にある小路もひとたび足を踏み入れば、そこは文化の薫り漂うやすらぎのスポット。やさしい自然と碑の詩歌の絶妙な調和が、訪れた人に新たな地域の良さを語りかけます。市内各地域の文化の小路を紹介します。

句碑の小路
木漏れ日の降るブナ林の中に、俳句界の著名作家をはじめ地域の俳人の句碑が並んでいます。遊歩道をゆつくりと歩きながら文化と自然を満喫できます。
▼場所…句碑公園（霜条）
▼問合せ…川西観光協会 ☎768-4951



十日町市緑道
ストレッチ広場から水の広場を経て、信濃川堤防付近までの約1・5kmの遊歩道。博物館・情報館へと向かう道の木立の中に、石彫シンボジウムの作品13点が行き交う人を迎えます。

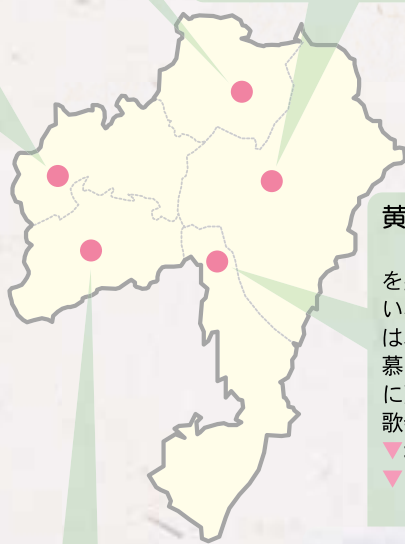


▼場所…稲荷町 — 西本町
▼問合せ…建設課 ☎757-3117

しぶみの小径

平成15年に室野集落の「しぶみ俳句会」の結成50周年を記念して、13基の句碑が建立されました。中央には、会の設立当時、会員に句作の手ほどきをした春山他石さん（ホトトギス同人）の句が刻まれています。城川ダム公園内にあり、川のせせらぎが句の叙情に重なり、穏やかな情緒を醸す憩いの場です。

▼場所…室野
▼問合せ…松代支所地域振興課



黄桜の丘「信濃川慕」

旧国鉄信濃川発電所宮中取水工事の残土を盛った丘に、ソメイヨシノと八重桜、黄色い花の咲く桜が植栽されました。この歌碑は、「君妻有短歌会」の会員18人が信濃川を慕って詠んだ歌を刻んだもので、昭和60年に建立されました。毎年4月29日には、短歌会が開催されます。

▼場所…宮中
▼問合せ…なかさと清津観光協会 ☎763-3168



坂口安吾文学碑

「夏が来てあのうらうらと浮く綿のような…」で始まる坂口安吾の小説「黒谷村」。その文が刻まれた碑が松之山小学校前のブナ林の中にあります。林の裏には安吾が頻りに訪れた旧家の村山家があり、現在は大棟山美術博物館として安吾の遺品などが展示されていて、多くの安吾ファンが訪れています。

▼場所…松之山
▼問合せ…松之山観光協会 ☎596-3011

